

第2 構造改革関連主要課題

1. 21世紀型の新たな公共事業関係計画への改革

- ・事業分野別の計画から、所管社会資本整備の重点化・集中化のための計画に転換
- ・省庁統合の実を最大限発揮するため、横断的政策テーマを設定した上で一本化
- ・計画策定の重点を事業費からアウトカム目標とし、これに向けた取組み内容、事業箇所数等を示すとともに、そのための所要額を明示（原則として事業費総額は計画の内容としない）
- ・主要事業・関連事業（供用時期、概算事業費）を明示し、事業のスピードアップ、コスト縮減を促進、事業展開の透明性を向上
- ・ハード施策とあわせてソフト施策を積極活用

【従来の5箇年計画】

縦割りの事業分野別計画
（省庁統合前に策定）

治 水

急 傾 斜 地

海 岸

下 水 道

都 市 公 園

道 路 整 備

交 通 安 全 施 設

港 湾

空 港

住 宅 建 設

（所管10本のうち9本が
H14・15年度に期限）

国土交通社会資本整備重点化計画（仮称）

社会資本整備の重点化・集中化に向けた取組み

〔公共事業改革の方向性（重点化・集中化の考え方）、コスト縮減目標、事業のスピードアップのための措置 ほか〕

横断的政策テーマ

〔アウトカム目標（5～10年）、主要事業・関連事業（供用時期、概算事業費） 関連ソフト施策ほか〕

（テーマ及びアウトカム指標の例）

暮らし

・バリアフリー住宅ストック割合 2.7%[H10] 7% [H15]
・密集市街地の解消面積 0ha[H12] 1,500ha[H13～17]

安全

・床上浸水常襲地区内家屋数 12万戸[H12] 7万戸[H18]
・市街地における防災公園整備率 63%[H11] 65% [H14]

環境

・新たな砂浜の創出面積 290ha[H12] 560ha[H18]
・下水道の高度処理人口普及率 8% [H10] 12% [H14]

活力

・国際レベルの陸上輸送コストの削減率10%[H12] 20% [H18]
・大都市圏国際空港の国際旅客容量4,300万人[H12] 5,700万人[H17]
・主要な空港・港湾への連絡率 36% [H12] 44% [H14]

各事業分野別主要事項

全体として一本の計画決定（計画期間5年）

（参考） **ブロック別の将来の姿**
特定の政策テーマ別の対応方向
（都市再生、地球環境、少子高齢化など）

（平成14年8月7日記者発表資料より）

《計画連携等推進費の創設 国費2,500億円（皆増）》

一本化して新たに作成する長期計画の「横断的政策テーマ」や「アウトカム指標」の着実な達成や構造改革特区を支える基盤整備のために必要となる連携事業を強力に推進するため、事業間の連携に弾力的に対応する計画連携等推進費を創設。

（対象となる連携事業の考え方）

- 新重点4分野への重点化・集中化等に高い効果を発揮すること
明確なテーマ（例：連続的なバリアフリー空間の整備、総合的な物流体系の構築）の下、以下のような項目に該当すること
- ・新たな長期計画のアウトカム指標の早期達成のための重点投資
 - ・重要プロジェクトに係る複数事業間の進捗調整
 - ・特区支援等、国家的見地から重要な新規施策の円滑な立上り支援
- 国際競争力の向上・経済活性化効果が顕著、効果が広域に及ぶこと

2. 国庫補助負担金制度の改革

統合補助金の一層の拡充等を図るほか、国庫補助負担金が真に必要な政策・事業、地方公共団体に重点的・機動的に配分されるよう、様々な改革を推進し、地方の自立を支援し、地方分権を推進する国庫補助負担金制度に抜本的に改革。

統合補助金の創設・拡充

都市再生緊急整備地域等都市再生に係る事業を推進すべき地域における民間都市開発事業の推進のための都市再生総合整備事業の統合補助金化。

積極的に民間活力の活用等を図りながら、密集住宅市街地の整備と市街地住宅の整備等を総合的に行う制度の創設。

住環境が劣っている地区の住環境の整備改善と住宅の集団的建設等を推進するための住宅地区改良事業の統合補助金化。

複数の地区で構成されるプロジェクトを円滑に推進するための市街地再開発事業及び都市再生区画整理事業それぞれの統合補助金化。

PFI、民間活用の推進

公共賃貸住宅等の整備について、PFI的手法、借り上げ方式、既存オフィスからの転用等、民間活力の活用を促進。

住宅地区改良事業について、従前居住者向けの分譲改良住宅の共同施設整備費の補助対象に民間事業者を追加。

箇所付けの重点化

公共賃貸住宅について、建替え、リフォーム等を定める「ストック総合活用計画」を策定し、それに基づいて実施されるリフォーム等に対する重点化。

住宅宅地関連公共施設等総合整備事業について、対象地域に都市再生緊急整備地域を追加するとともに、都市居住の再生、職住近接の実現等政策意義の高い住宅宅地事業への重点化。

港湾整備事業について、国際競争力の強化の観点から中枢国際港湾へ重点投資。

都市臨海部の防災機能の向上の観点から三大都市圏をはじめとした都市部の海岸保全施設等へ重点投資。

下水道事業について、重要水域での水質保全、都市機能集積地区の雨水対策等に対応する箇所での事業へ重点化。

奨励的補助金の削減

対前年度比 6%減（約3,500億円（平成14年度） 約3,300億円（平成15年度））の要求

（概算要求基準における奨励的補助金の削減目標： 5%減）

3. 道路特定財源に関する税制改正

道路特定財源については、受益者負担の原則を踏まえ、事業の重点配分や新たな活用などの見直しを進めることとし、暫定税率に関する税制改正を要望。同時に、新たな道路整備五箇年計画(案)を策定。

道路特定財源は、受益者負担の原則に基づき自動車利用者が道路の整備費を負担する制度であり、自動車利用者に受益のないような用途にその財源を充当することについて納税者の理解を得ることは困難。

受益者負担の原則を踏まえ、沿道環境対策など環境対策や、連続立体交差事業や交通結節点の整備など交通連携を含む都市の再生を図る事業に重点配分するとともに、他の行政分野と連携して、

- ・ETC普及促進策や料金に係る社会実験の実施への活用
- ・燃料電池自動車実用化促進プロジェクトの実施
- ・渋滞状況等の把握によって得られるバスロケーション情報の提供

に新たに活用するなどの見直しを実施。

今後の道路整備の必要性、受益者負担という性格等を踏まえ、関係機関等と十分調整を行いながら、平成15年度予算編成過程を通じ見直しを実施。

4. 特殊法人等改革への対応

特殊法人等整理合理化計画に基づき特殊法人等の改革を円滑に推進するため、必要となる財政上の措置を講じる。

(1) 整理合理化計画の実施についての基本的方針

事業：平成 14 年度には事業について講ずべき措置の具体化に取り組む。
組織：原則として平成14年度中に、法制上の措置その他必要な措置を講じ、平成15年度には具体化を図ることとする。

(2) 国土交通省の対応

上記方針を踏まえ、今秋に臨時国会が召集されるのであれば、当該国会に法案を提出できるものについては、それを念頭において検討を進める（現時点では、10法人に係る立法措置を予定）。

また、これらの新法人の設立等については、原則として平成15年10月1日までに設立等を行うべく作業を進める予定である。

(3) 整理合理化計画におけるその他の主な法人の取扱い

道路関係4公団

廃止。新たな組織は民営化を前提。4公団に代わる新たな組織及びその採算性の確保については、内閣に置く「第三者機関」において一体として検討し、その具体的内容を14年中にまとめる。

空港関係3法人

国際ハブ3空港の経営形態のあり方については、従来の航空行政を厳密に検討した上、上下分離方式を含め民営化に向け平成14年中に政府において結論を得る。

住宅金融公庫

証券化支援業務については、公庫が先行して行い、また、公庫は5年以内に廃止し、その際、証券化支援業務を行う新たな独立行政法人を設置。融資業務は段階的に縮小。民間金融機関が円滑に業務を行っているかどうかを勘案し、独立行政法人の設置の際、融資業務の扱いを最終決定。なお、公庫の既往の債権については、当該独立行政法人に引き継ぐ。

都市基盤整備公団・地域振興整備公団

集中改革期間中（平成17年度末まで）に廃止し、都市再生に民間を誘導するため、事業施行権限を有する新たな独立行政法人を設置。

5. コストの縮減と事業執行手続きの改善

(1) コスト縮減の一層の推進

公共工事の積算における設計単価については、引き続き市場を踏まえた適正な単価を設定し、物価下落を工事コストに反映。

工事コストの縮減については、平成9年度から13年度の間11.7%(卸売物価、労務費等の下落を考慮すると18.4%)の縮減を達成。引き続き、工事コストの低減に加え、ライフサイクルコストの低減等、総合的なコスト縮減を推進。

http://www.mlit.go.jp/tec/03_cost.html

コスト縮減の観点から公共事業の全てのプロセスを以下のポイントで例外なく見直す。

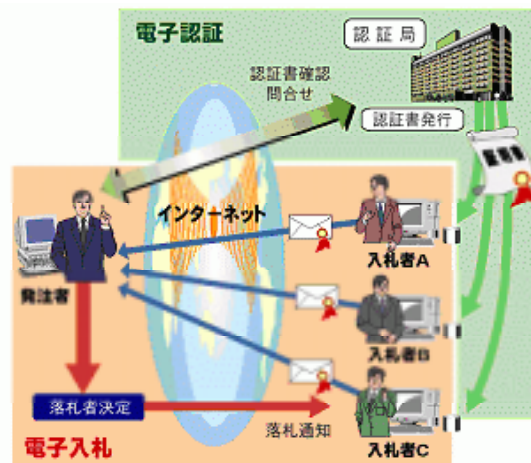
事業のスピードアップ / 設計の最適化 / 調達の最適化

予備設計・基本設計の段階から、広く設計提案を受け付け、専門家集団による評価委員会で評価することにより、固定概念にとらわれない設計者の発想を活かしたコスト縮減を実現。

電子入札を直轄事業の全ての案件(約4万件)で導入(計画1年前倒しで平成15年度より)により、移動コストの縮減、事務の迅速化等を達成(平成22年度(目安)には、全ての地方公共団体で電子入札の導入完了)。地方公共団体を含めると約2千~3千億円のコスト縮減が可能。

CALS/ECS(公共事業支援統合情報システム)による電子入札の普及・拡大

http://www.mlit.go.jp/tec/08_cals.html



(2) 多様な発注・入札契約方式の積極的活用 http://www.mlit.go.jp/tec/05_tender.html

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の適切な運用により公共工事の透明性を高め、入札・契約の適正化を促進。

総合評価落札方式、設計・施工一括発注方式等の積極的活用等により、技術力による競争を促進し、公共工事の適正な品質の確保と総合的なコスト縮減を図る。